駿河土産 二

御家

和書門 類 三四三〇號 一〇九函 三架 五冊

内閣文庫 和 類 三四三〇號 五冊 一五九函 四架
(二ノ)

296

第二

内閣文庫		
番號	和	34300
冊數	5 (2)	
函號	159	51

国立公文書館 National Archives of Japan

駿河大老　二

駿府ニ而被附候醫師衆へ申合候ニ

是ハいかゝと御評之事

一　振様駿河御隠居ニ於ても　御同例

義ニ而も前々ゟ御遠慮候様子ニ其外醫師も御脈等

伺ひ醫師衆へハ　江戸ハ御気ニ召候而被

申上候之儀　并一同合点申上候之儀ニ付

上意ニ而是ハ醫師衆何れも不残罷出六

此一條ニ付て申さハ飲合ハ食合ニ有と申よし
何より以周禮家(?)の事にて御座候由と申上候
御座候ら飲食ハ食合をたしかニ心得へきと申上候ことに有之候ハ
只今ん(?)御医者衆たる人ハ当番医者衆の手ニ
乳をのませ候乳母の及ひ候て飯のきしに申す
親兄の人御意として不計患しく人ハ能有
のこ吟味ニ有之候ニ御ゆかしく思召候て御座候
上意にて候ハ　御前国公(?)の御医師いつまて

其外も御見立被仰付候　上意ニ付て御飲合食合を
書記して申すへきと思召候て急度可被仰付候ニ
て(?)ら申上候しとや
右之趣ハ　権現様御遠慮申様とくの
上意之しこと御自分御代々も仰られ候を
大猷院様御家定被為候　御申候　上意
と申傳ニ在ら御遠慮のよし有り
遠慮之　権現様より御遠慮ニ被仰付候(?)

一

町松女坊不熊墓所之由町奉行長坂
九兵衛江御尋被遊候処
松坂称願寺は此屋形より在之候所深川
町之傍にて今は小松原の上にて候寺
松女町へかよひ候其の所は法にて一七
願寺之町奉行長坂九兵衛江深川と二三里
斗も有之候得共河移し中夜半より大て之を在
此寺九兵衛と御前に申候所此意之在之

当所之町人共と二三里も隔之有之候へ共は
ていかうて申し候と此処は九兵衛より被仰付
此屋形は寺貫之の俵之在所町人共いつも申候
とは中へ入り其て上意之在之は十方候
深川町と二三里も在之候へ河移し候に
中々此寺之名は深川町より在之て松女共は
寺領之分は此候之由寺領之事は候之一様の
事に候得ば在之松有之へ共申候は深川町の

去元の渡世に疎く方も世のすきのなりけり
只今迄の事ハ年々に若宮に依てはしらぬ江戸
しらや、二十後ハ河原町に相営日にて候ふ
信じ申し候ても中振る舞ひの様子出来
けり 風ゆゑにしたる二十秋より九月迄を
なる 昔はかかる町方まで踊と号して見物なる御踊
も出来のよし 御先にも恐れ思ひて常に御
振ることのなきも新に出来ず後年にて候へども今

立様かたく御踊は踊と入念せて振ることに付
古くは男子諸方思町と云ふ所に刻物支度と調へ
御振舞は踊と名付てあそは踊よりも中方の
ことのこと 振方未成の方御ととしてこれまで三ヶ所
踊も流行以後九月迄とする 古河原川の踊は
出アいよいよ 御殿の前の河原町ハ松原に
前まで 古誥年々正月中上旬ハ 御寺にて
御年寄の御差出もて女子共代の踊となして

御はんじやう成けれ　思ふ人へ　末男計のかよひのはかなさ
面白く思ふさかりの　何事もなき世に北白
川殿にも跡とさし給ひけるに　北白川殿中
一郷に大臣と聞えあり　其後の御代として
あまたりけれ共　梅若丸の中にも　一とせ人の
わけてたやしは名高き　梅若丸のおやは二十名を年
富貴に栄えし　有ける二十歳初かりの仲儀との
兵衛の守まで大切にかたり　梅若丸のおやは吉田

様の人々にも　いみじき給へくしよし　長人の
御おしへは　兵衛のかいくの名をも　此男らの
花の法御所にはん　跡はのて　尾上に至る
ゆくへをとよ　所義御さゝせ給ひて　福徳
小野の御わか　此は御若此福人とし給　兵衛尉
うわやも　有てぐ万さ給おお所に　兵衛にて
聞く　中中のにあかり　此ほど給かなきなれ
御とはなり　太　御前へ　兵給　梅若丸の前にて

いつ迄も甲冑にあり古風てなく　古法をもたちき
称し申様に其功経て八幡宮をもとゝ寺
上にも宗をとれ歴々方の御数代河内源氏
初として此山にあり
鎌倉之御仏飛の内より将軍家の御
鳴御代々　上意によつて

一 頼朝様鎌倉御殿を御建立し給ふに仏像
の内より右大将頼朝公の御かたちの如くなり

此大将と源氏の中に八幡太郎義家の子孫の良
家代としてそのやうに別京都鎌倉将軍
足利将軍家に代々河内源氏伊豫守義経由の
今其家を護持し被成候よりは
子の様に源氏清和源氏の末々に御鎮座
和の面々の御旗をいつ迄も御守護
ましる　上意によつて右大将頼朝
固く之を守り給ふ事也　源氏の宗方

たゞ政事ハ世に出る判官殿ハしらせたまハゞ
三との出合て第の二新羅殿より出て一向
其の比も奴は判といへる新羅にて之
ちもてる人も無る天下とも飯ちらしめる
ハ伐くも據り候まいらせて世にも無成の子孫
人の知るは頼男三男にてこそ侍れ増てもや
兄弟なして兄も知らざる三郎もあらぬ兄なかし
新羅のようしつねとて太郎ながらも兄

うらみふかし其ていへども我々の清和源氏おかしも
かくちうちいはぞて兄弟も吉からてここに通も
判官身とも源のかうたる義経とうやまひ
奉りとて清しへてこそこの親やすとなき
あらしそて新羅殿として神明もとも御
清和し住所に移ていかに子孫や年なりともハ
とらえんのうし中のかしいたし置ては我
の清和天皇よりの住家も奉さらに源をまたハ

信長公質(?)とすれ共本意の仕置にや申ける
ましも天下をとるべきの人相の一つなり但し
西行和尚(?)の浮世(?)にいふ時の其なさけは前(?)をと
思ひ涙(?)羅(?)なりにけれども生涯つきなれ
頃に逆(?)臣(?)をこふに乱(?)りては武略(?)にかゝる
よりあはれ第(?)一にはあらし世の浮(?)れと夢(?)へて
民安治(?)の事と計るに四人なり列出(?)の者(?)の
人相にて天下をとる(?)おもしの人相には大小一つなり

まことなり彩(?)務の河(?)をきと云ふもてかくまへ
物ぐさとの　上意にかまへしたかふなり
穂虎(?)出羽国なるもの書名東号合本様(?)を
そのまゝ　持須藤(?)御　上意のよし
一
梶(?)須藤穂虎(?)ゝ出羽(?)の花(?)出羽国(?)なるき
出羽(?)名東号合本愛本様(?)とるに中ゝ人と風(?)
まゝ御心(?)を押(?)し法(?)一年御(?)ゝをなれ柏(?)
梶(?)須藤(?)　何(?)事(?)にまゝ本様(?)とるに意(?)に身(?)と

書へしくれくるかよろしきて福徳深くなんとれて
思ひの色ゝかゝ極りし也して猿ともてつきとも
信ありてみつゝ也志ありの心ことしてハ自義まて
又人天諸國の中古の住中とかつ都らハれて給ハ
一 安徳天皇摂緣也なら中殿にしてあり
後鳥羽院宝剱なくして御即
位後鳥羽院の御譲を受給て大臣奥も
ありし宝剱にて中にて二つかうへ一つを新宝剱と
入宝一家も石とりまるよれハ宝剱とハ前の
宝剱入宝と宝剱清涼殿の中にてハ昼の御座
おさせらるゝに宝剱のほとりにそてるさへも
よりもゆめんみと二三尺程にいつれの御人の入
させ宝剱ハこれハ極りしとかく　上意にて
かくの世中にもうつりりぬるありける大宮の
内侍所あらハれるとも　石とやかとてハ
宝の代に入ても古中宝剱とそ持りし極まる

よろしく候也御前かくし也御所様にてふ出向也
候上ハすかせよかしの天気よくせんさくいたし
きる也所様より広御庭にて見物申けると
ひらしてなり
大かい紀伊殿宮公の中西御出見様御上御出
候とも也去年の御牛かしる
なり
残春ある夏御御伽見物中より京都

一　日にて神田町奉行へ参らせられ申上ハ只去午
権現様上意にて候
権現様駿府へ出御の後伊勢殿御出
江戸御城中江戸より奉行より其両殿
仕りて京都より参の町奉行神田様
かる家国ことの六七人能御相申候と
仕り二月二日人升も見候よ扣由来るよし
つくも雷の後二十年

人様しの事もまうし上候まゝ人々二人のきうに
此度も二ヶ處内より合様の者共ハ御方
當分打てられ候ハいかさ何そのまう儀
まうしたて候て 當てられ候條へ候とかよろしくハ
様御様ニ 御目もれハ一年分ニせまうに
上京集ヶ居ヶ所ハ當座ヶ所にて候ことハ
候ハおやもとヘを申しうるこの人々の
罷出候ても其ても先ヘ候ハしよの 上意

小田原ニ人の兼々様方ハ出所ニ被成ヶ所宿を
ニ 頂く内宿の候とく明日よりハ御出ニ人の
中ヶ様方と申一頭ハ逗留中ニ御越候と
ら 御逗留しく
京都大佛殿出候ニて 御座候ハ江戸
御番衆様よる出候のかす

一
京都大佛殿より出候て秀頼公の御母儀
御使として江戸御屋形様へ御向候て出候へハ

一 宗判大佛殿 於當年之儀者 奉対 御本山
御ためを以 殿中ニ而御法談有之 并 御頒
講師師方の御法談を以講釈ニ而 御出会
以前より 所望之処 御閣老ニ被仰付候 奉対
建立之儀ハ 御恩召ニ而 冥加ニ付 御合力ニ及ひ
申上候 江戸表ニ於ても 彼是と 御承知被仰
有之 善心ニ 宗門 御用ニ付 奉対 御依頼
勢州へ可申談候 大御所様の御使者と

御達ニ依而 ... 勢州ニ於て 御用 御依頼
右之趣 ... 御頭様ヘ 御出
御依頼 ... 毋申 ... 御頼ニも 可申上
事ニ付 ... 千万 ... の ... 大様ニ 御出候
御書を 相渡し 御用之外ハ 御法の 御承り
さ ... の 御ためて 御示の 依頼
大きく 高田 懇志 ... 御相談 ... 御
此ハ ... 御心も ... 無 ... して 可被下

南都の大仏の事ハ聖武天皇の 勅願とぞ
本堂ともに建立ありしもさりとの沙汰なり
御代に清盛の子息平重衡中将
兵火と放火しけるゆへ堂塔焼失し侍りてや能
小将ハ附の末代の沙汰なれハ大仏殿が
建立ありて後ならぬと修復し再興
心を合せ諸国を勧進として建立をとげける
しかるに 聖武帝 勅願の大仏殿をさへ 焼失ハ

かくハ有けるにこれにて御ありてや三都の
大仏殿ともに太閤秀吉の都の建立
いかし焼けける後それハ新文の志とおもへ秀頼
の建立この事ハ権家将軍より権現の事
すハいかにしきも江戸へ御とりて 将軍
この事達して 上意として同しく 上意ハ
大仏のおもかけ思して日本の事が
古来よりの寺社仏閣ともに将軍家

候しやうこれ迄由緒をとゝさへ候之候ハゝ意にまかせ
御渡達之本無事ニ而そ付候いらすのうらしく
存候段ニ候而も来候へハ東ニ而勤仕の可申之
様ニ而も大小名ニ而も寺社等と新ニ達之事
者ニ候而必以出立のうへの為ニ而も　猶御書
中遣候得者存候而も能々申中ニ而も申聞申せと
可有之様ニ候也

猶殿様御返書被申付候由御座候　御報

一　大名衆之事　其侍従殿と　秀忠様
事　江戸ニ在之時

猶殿様御返書申上候　秀忠様事　江戸ニ御座候
御身之両人へ　申上候ニ付而も申上候事　宜敷
御安全ニ而　四月はし　大名ハ御国ニ在之候
以来御両家の事御座候之而御尋申候代々御用の
両人ハ猶御申上候　[illegible]の事御座候　御用ニ付
大名衆ハ御一々御書を大切ニ　四月中被仰付候へ

為其後ニ至てハ御弓頭と被仰付しかハ十万石
の者のまゝの外にてあれと不届にいふ事にて有けれハ
片桐市正の分として人質出しとこそ　作者や
有に　片桐且元　上意にしたかひ
まゝ世と八幡山地ても申けるや
秀頼卿之城出て討死と諸将に　首
少将にて御在京にて有

一 関東の御九月廿四日大坂表へ　秀忠様出陣

片桐市正大和にて同十六日より京を出てより
大坂へ御出陣ありけれハ〻や城中より清正と
ら立合い御の人城出て討死と逆心有
木村長門守松平下総守同家臣三人の
其の内其外城と南北へ出陣実相寺にて
よ小一秋山秀頼公を組出し二月
の御れし下から其の中にて城中大坂
秀頼の母淀殿出陣秀頼

いまた幼年の事なれハ一所ニ企ける家ハ申ニ及
不及隆景様の御ちも毛利輝元并御本家の
仕業ニ候ハ秀秋の為ニ至ては御ふけ不申候
申候ニ付候　秀包様ニ京都より　御組被ニ
将軍家御母方にて秀秋ハ御猶子ニ候て御名代
御厚しきものを小早川家七拾万石ニ御取立被成候
ニ　御当家への御為ニ筑前の筑後の旗本ニ
従之一銀の大家ニ申されしに御座候文ハ大御所

秀秋ハ大猶ニ候とも　御当家の御後陣ニ罷参
加様ニ成きよ御為の御勝手と存候也

駿河土産二終

内閣文庫

日本政府圖書

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan